

木城町 景観計画（案）



令和2年2月
木城町

目次

序章	1
第1章 木城町における景観構造と住民の景観に対する意識	4
1. 1 木城町の景観構造	4
(1)市街地景観	5
(2)集落景観	6
(3)川沿い、山沿い、道路沿いの景観	6
(4)歴史文化的景観	7
1. 2 住民の景観に対する意識	8
第2章 景観計画区域の設定	17
第3章 良好な景観形成に関する方針	19
3. 1 木城町が目指す景観づくりの将来像	19
3. 2 景観構造別の基本方針	19
(1)市街地景観	19
(2)集落景観	20
(3)川沿い、山沿い、道路沿いの景観	21
(4)歴史文化的景観	22
第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	23
4. 1 届出対象行為	23
(1)建築物・工作物・開発行為	23
(2)その他の届出対象行為	25
4. 2 届出対象行為に対する景観形成基準	26
(1)建築物・工作物	26
(2)開発行為	27
(3)屋外における土石・再生資源等の物件の集積又は貯蔵	27
(4)木竹の伐採	27
4. 3 届出の必要はないが景観形成基準に配慮すべき行為	28
第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	28
(1)景観重要建造物の指定方針	28
(2)景観重要樹木の指定方針	28
第6章 屋外広告物の表示等に関する基本方針	29
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項	34
(1)景観重要公共施設の指定方針	34
(2)景観重要公共施設の指定	34
(3)整備に関する事項	35
第8章 良好な景観づくりの推進にむけて	37
(1)推進体制	37
(2)審査体制	39
(3)次回見直しに向けて	39

序章

1. 趣旨

木城町は、先人たちが築いた「自然豊かな緑と水のまち木城」を今後も守り続け後世につなげていくため、町内の景観保全に町民・事業者・行政が一体となつて取り組んでいくことを目的として、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく景観計画を策定します。

なお、第五次木城町総合計画 後期基本計画（計画期間：2019年度～2023年度）では、「基本目標V（4）自然・環境と共生する地域社会」において、景観の保全を掲げており、本景観計画は総合計画とも整合するものです。

(4) 自然・環境と共生する地域社会

目的と方針

自然環境と調和した、町民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくりを推進するとともに、快適で美しいまちの景観の形成を図ります。

現状と課題

本町では、「環境美化の日」の制定や環境美化推進大会の開催を通じ、町民の環境に対する意識啓発に努めています。また、小丸川の水質検査や環境美化推進大会時に実施するごみ拾い活動により、河川の水質保全等に努めています。

近年、世界規模で地球温暖化問題が顕在化しており、環境に対する取り組みは自治体だけでなく町民・事業者等が一体となって取り組む必要があります。

また、本町の豊かな自然や歴史、文化的なたずまいなどの従来からの風景を今後も保つため、周辺景観と調和した良好な景観の創出に取り組んでいく必要があります。

施策の体系

(4) 自然・環境と共生する地域社会

- ① 環境保全意識の高揚
- ② 環境保全活動の促進
- ③ 公害等環境問題への対応
- ④ 美化運動の推進
- ⑤ 地球温暖化防止対策の推進
- ⑥ 景観の保全

主要施策

① 環境保全意識の高揚
環境保全に関わる大会の開催及び広報・啓発活動を通じて、町民の環境保全意識の高揚に努めます。

② 環境保全活動の促進
「環境美化の日」の清掃活動等の町民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化や、きじょう住民提案型まちづくり事業を活用したボランティアの育成・支援に努めます。
また、河川等の水辺環境の保全に努めます。

③ 公害等環境問題への対応
河川の水質汚濁をはじめ、大気汚染・騒音・悪臭・振動等の公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

④ 美化運動の推進
町民参加のもと、地域の美化活動の推進に努めます。

⑤ 地球温暖化防止対策の推進
地球温暖化対策実行計画に基づき、段場の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減を図るとともに、町全体への波及に向けた啓発等を進めます。

⑥ 景観の保全
本町特有の自然景観や田舎・山と共存する町並みは貴重な景観資源となっているため、景観計画を策定し、町民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を活かした景観の保全に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指標名	単位	2018年度 (実績)	2023年度 (目標)	目標指標の算定 方法（※）
温室効果ガス排出量	t-CO2	825 (2017年度)	745 (2022年度)	関係課からの実績報告
小丸川の水質	BOD	0.5未満 (2017年度)	0.5未満	水質調査（高城橋・2月実績）
自然環境の豊かさについての満足度	%	69.4	75.0	町民アンケート調査
自然環境保全に対する満足度	%	48.4	60.0	町民アンケート調査
景観の美しさについての満足度	%	51.6	65.0	町民アンケート調査

参画と協力の指針

町民

- ・環境保全に関する意識・知識を高め、身近な生活に活かします。
- ・地域等で行う環境保全活動に積極的に参加します。
- ・近隣の迷惑となるような騒音、悪臭等を出さない生活を行います。
- ・家庭における温室効果ガスの排出削減に取り組みます。
- ・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解し、身近な生活において景観への配慮に努めます。

地域・団体・事業者

- ・環境保全に関する意識・知識を高め、環境に配慮した社会生活や事業活動を積極的に推進します。
- ・環境保全活動を行います。
- ・公害関係法令を遵守して事業活動を行います。
- ・景観保全、景観保護に取り組みます。

図 第五次木城町総合計画 後期基本計画における景観関連事項

1

2. 景観形成の意義

木城町の豊かな自然や歴史・文化を保全し、美しく調和のとれた景観を形成することは、町民の地域に対する愛着や誇りを育むとともに、来訪者の町に対する印象をよいものにし、観光や交流の促進につながります。また、景観づくりの取組を通じ、住民同士の協働が増えることにより、地域のつながりを強くし地域活動の活性化も期待できます。

「景観 10 年、風景 100 年、風土 1000 年」という言葉があるように、現代に生きる我々が、日常生活の中で景観を意識しその保全に取り組むことが、後世の風景・風土につながっていくこととなります。

3. 木城町における環境美化・景観保全に対する取組

(1) 木城町の環境をよくする条例

平成 5 年 3 月に「清潔な美しいまちづくりを目指すこと」を目的に、「木城町の環境をよくする条例」を制定しました。

この条例では、生活環境の保全・環境美化の促進のため、町、町民等、事業者、占有者等（土地・建物の占有・管理する者）の責務を定めています。特に、景観の保全にもつながる環境美化については、以下のことを町民等、事業者、占有者等に求めており、以前より環境美化・景観保全に積極的に取り組んできている地域であると言えます。

- ・町民等、事業者及び占有者等は、道路、河川、水路、ため池、公園、広場及びその他の場所並びに他人が所有し管理する場所に空き缶等のごみを投棄し、又は汚してはならない。（第 15 条 1 項）
- ・土地及び建物の所有者又は管理者は、当該建物及び周囲を常に清潔に保つよう努めなければならない。（第 15 条 2 項）
- ・建造物等の周辺で、現に人が使用していない土地（空き地という。）の所有者又は管理者は、空き缶等のごみの不法投棄を未然に防止するとともに、環境美化に努めなければならない。（第 16 条）
- ・町民等、事業者及び占有者等は、草花、樹木の植栽に努め、環境美化に協力しなければならない。（第 17 条）

（２）木城町林道維持管理条例

令和元年１２月に「木城町林道維持管理条例」が制定されました。本条例は、①木城町が管理する林道及びその林道の利用区域における林地の保全、②林道の良好な状態での維持管理、③林業の振興及び林道周辺の自然環境の保全 を目的としており、木城町の大部分を占める森林における景観を維持することにも資する条例となっています。

（３）住民と行政の協働による取組

木城町では、月に１度、住民の方々の協力のもとごみ拾い等の美化活動が行われています。また、町では２年に１度、環境美化推進大会を開催し、地球温暖化やごみの不法投棄・不法焼却による生活環境の悪化、海洋プラスチックごみ問題等に対する問題意識を住民の方々に強く持ってもらう取組を行っています。

さらに、県道２２号（東郷西都線）からの小丸川や尾鈴山脈・大瀬内山脈への眺望確保のため、道路管理者に対し、沿道樹木・雑草の伐採について要請を行っています。

第1章 木城町における景観構造と住民の景観に対する意識

1. 1 木城町の景観構造

■木城町の概況

木城町は、宮崎県のほぼ中央に位置し、東西 24km、南北 6km、面積 145.96 km² という帯状の地形となっています。町の中央を小丸川が流れ、これに沿って一部耕地が開けている地域を除きその背後は急峻な山岳地帯です。

耕地面積は全体のわずか6%にすぎず、84%が山林原野であり、そのうち69%を国有林野が占めています。これらの山林原野は小丸川上流がほとんどで上流には尾鈴山脈、大瀬内山脈が迫っており、峻険な山間地帯を形成しています。町の中央を流れる小丸川は、水量豊富で町内に4つの発電所が所在し、下流では川南、竹嶋、広谷の主用水路の水源として、又高鍋の上水道の水源として、広く川南町、高鍋町をうるおしています。

国勢調査によると2015年の木城町の人口は5,231人で、2010年に比べ54人の人口増となっています。一方、高齢化率は一貫して上昇しており、2015年現在33.4%となっています。

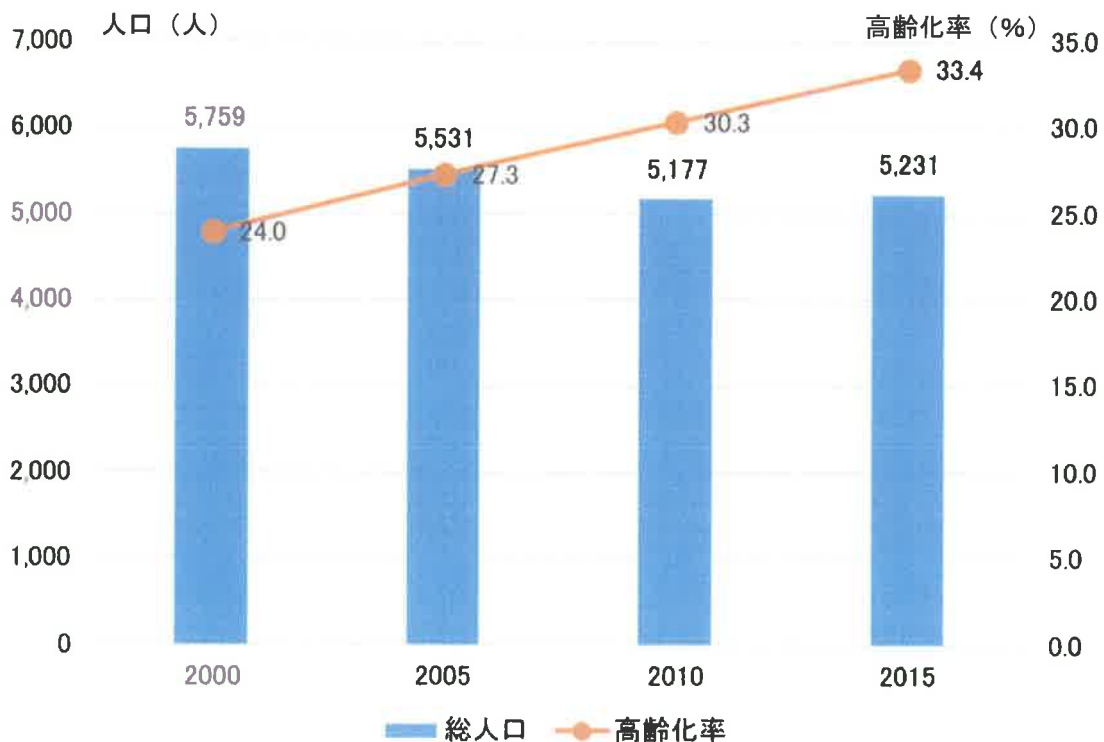


図 木城町の人口及び高齢化率の推移

■木城町の景観構造

木城町は、町を南北に縦断する形で小丸川が流れており、小丸川に沿って県道22号(東郷西都線)が通っています。また、隣接する高鍋町から高城を經由し石河内に至る県道19号(石河内高城高鍋線)、川南町から木城町役場前を經由し、そこから小丸川に沿って西都市へと抜ける県道40号(都農綾線)、木城町役場前から出店交差点を經由し高鍋方面へ抜ける県道304号(木城高鍋線)、出店交差点から西都市へと抜ける県道312号(木城西都線)があり、小丸川およびこれら5つの県道で町の骨格が形成されています。さら



図 町の骨格を形成する小丸川と県道

さらに、小丸川の東には尾鈴山脈、西には大瀬内山脈が広がっており、県道22号沿いから小丸川とともにこれらの山並みを眺望することができます。

町内は大きく5つの地区に分かれており、椎木・高城に市街地が形成され、川原・石河内・中之又は、県道に沿う形で集落が形成されています。また、町内には百済の王族の神々を祀った「比木神社」や文豪・武者小路実篤により開村された「日向新しき村」、日本の福祉事業の先駆者で孤児の父と呼ばれる石井十次に関連する施設など、歴史的・文化的資産が数多く残されています。

このように木城町の景観は、町の中心部である市街地における景観、住民の生活の場である集落における景観、豊かな自然を眺望できる川沿い、山沿い、道路沿いからの景観、そして歴史や文化的な景観から形成されると考えられます。

(1) 市街地景観

木城町内における市街地は、椎木・高城における県道沿い(40号、304号、312号)に形成されています。幅員の広い歩道が整備され趣のある街路灯が設置されており、ゆったりと街並みを眺めながら歩ける空間が形成されています。また、城山公園



図 城山公園(高城城址)からの眺望

(高城城址)からはこれらの市街地と小丸川を一望することができます。

一方で、沿道において雑草・樹木の手入れが十分になされていない箇所や資材等が道路沿道から見えるような箇所も一部に見受けられます。



図 広幅員がとられた歩道

(2) 集落景観

木城町内には、40の集落が存在し、それぞれの集落において住民生活が行われています。これらの集落の中で特に住居が集積しているエリアの景観を集落景観と位置づけます。なお、椎木・高城については、県道沿いの市街地にあたる地域は市街地景観と位置付けられるため、県道から離れた地域を集落景観と位置づけます。



図 老朽化した家屋

川原や石河内における集落は、道路沿いに田畑と低層の住居が混在する形で形成されています。中之又の集落は山間の細い道路沿道に住居が点在する形で形成されています。



図 敷地内に見られる廃棄物

これらの集落の中には、敷地内の雑草・樹木・廃棄物、老朽化した家屋・看板等の管理において課題がある箇所も見られます。

(3) 川沿い、山沿い、道路沿いの景観

椎木と高城を繋ぐ高城橋から、一級河川である小丸川の雄大な流れを眺めることができます。また、椎木・高城の沿道からは遠景として周辺の山並みを見渡すことができます。



川原、石河内、中之又における小丸川に沿った県道22号沿いは片側に尾鈴山脈の急斜面が迫り、もう片側に小丸川その向こうに大瀬内山脈を眺望できます。ま

図 沿道から見える川原ダムの越流

た、川原ダムの越流時には、勢いよく流れる水の白と山の緑と空の青のコントラストが見る人を惹きつけます。このように町内の県道は、木城町の豊かな自然を体感できる重要な視点場になっていると言えます。しかしながら、道路沿道において雑草・樹木・廃棄物の管理が行き届いていない箇所や、太陽光発電設備が直接的に視認できる箇所、山腹の倒木が見えるなど、折角の眺望を妨げている状況も見受けられます。

なお、椎木、高城、川原、石河内における小丸川東側地域は、尾鈴県立自然公園（普通地域）になっており、一定規模を超える工作物の設置等に対し、規制がかけられています。

（４）歴史文化的景観

町内には、1800年前に創建された比木神社、戦国時代の史跡である城山公園高城城跡、高城川合戦場跡、根白坂古戦場跡、大正時代の偉人によりつくられた日向新しき村、石井記念友愛社（静養館、方舟館：国登録有形文化財）といった歴史的な施設、場所が数多く残されています。また、世界中の絵本を展示した木城えほんの郷があり文化的な施設もあります。これらの施設は、木城町の主要な観光スポットにもなっていることから、施設周辺も含めて特に景観に配慮した取組が重要な地域であると言えます。



図 道路沿道に見られる廃棄物



図 沿道から見える太陽光発電設備



図 石井記念友愛社 静養館
（国登録有形文化財）



図 木城えほんの郷

1. 2 住民の景観に対する意識

住民の方々の景観に対する考えや感じている課題を把握するため、区長の皆さまを対象としたアンケート調査を実施しました。37名の区長の皆さまから回答（回答率92.5%）をいただきました。

①居住地区内に好きな景観、大事にしたい景観があるか？

- ・好きな景観・大事にしたい景観として、椎木・高城は、歴史や文化を感じる景観を挙げた方が最も多くなっています。
- ・川原においては、山沿い、川沿い、市街地・集落における景観が最も多くなっています。
- ・石河内において川沿いの景観が挙げられています。

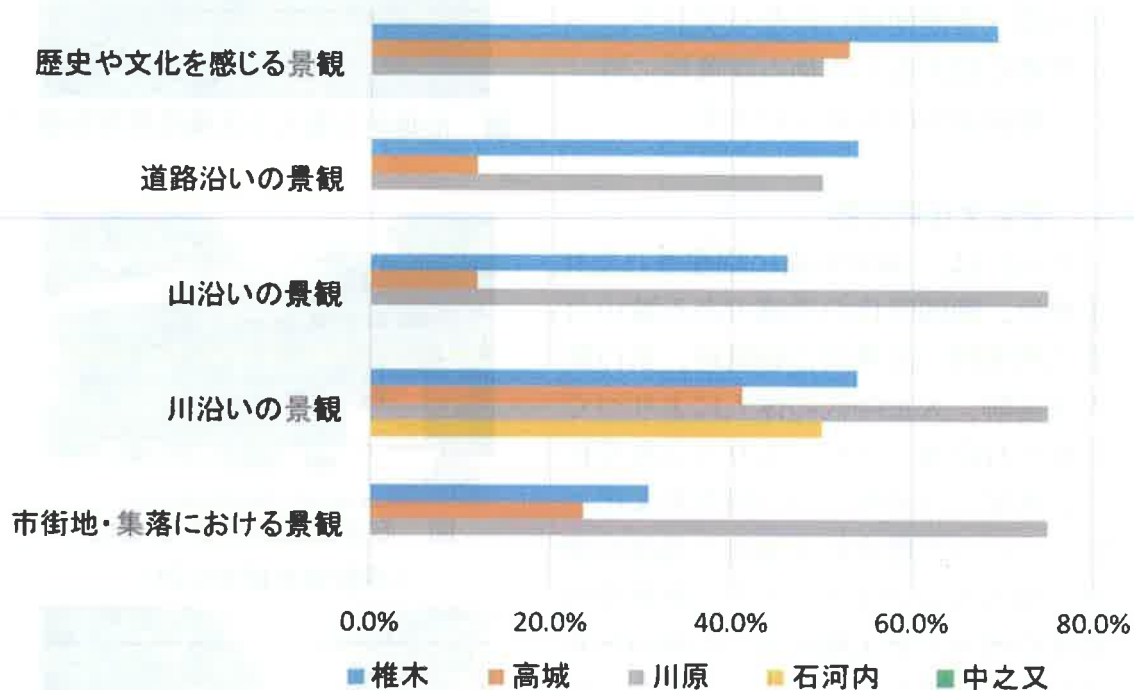


図 居住地区内に好きな景観・大事にしたい景観があるとの回答割合

なお、各景観における好き・大事にしたい場所として具体的に次頁表に示すものが挙げられました。

表 居住地区内における好きな景観・大事にしたい景観の具体的な場所

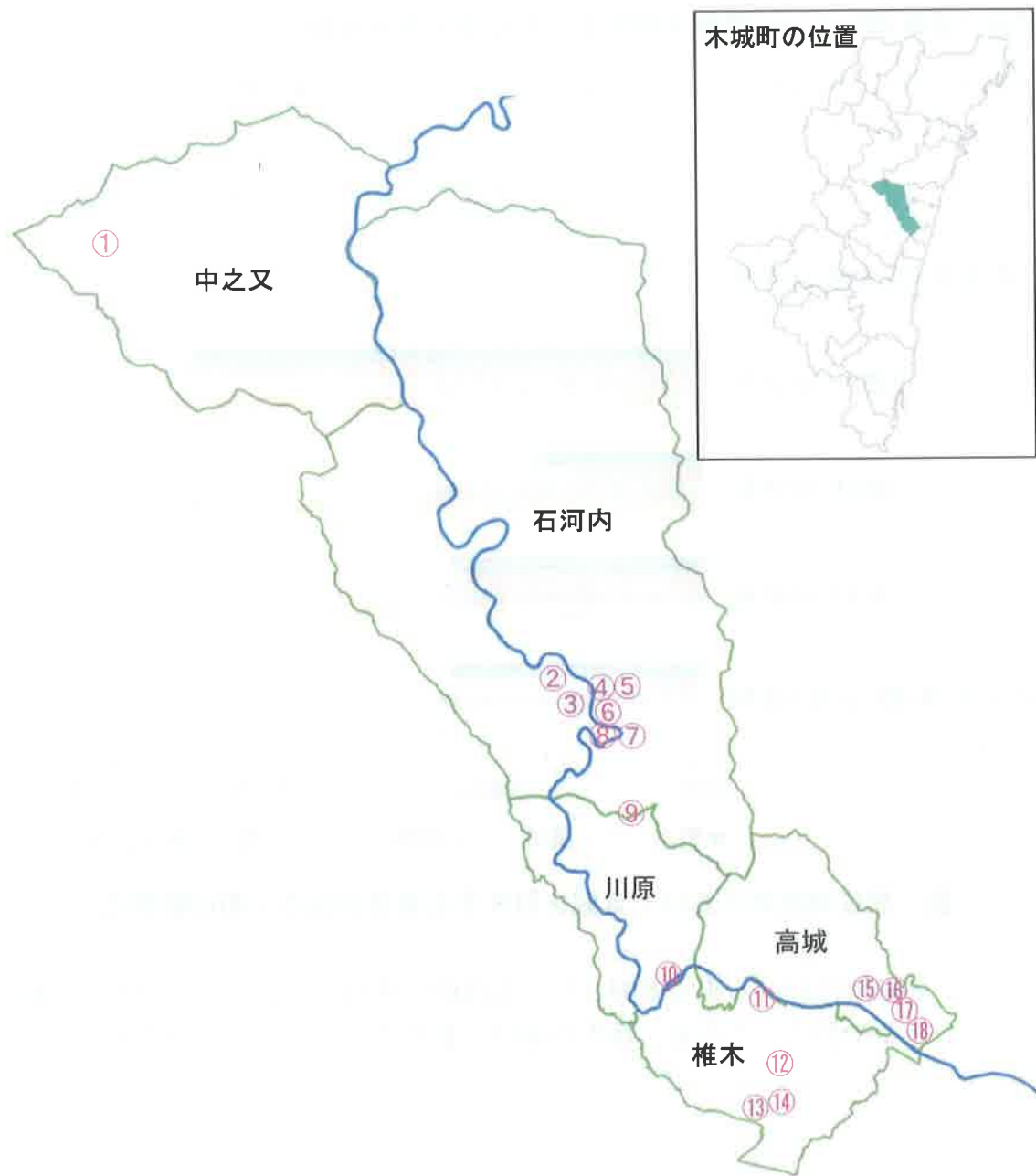
	市街地・集落 における景観	川沿いの 景観	山沿いの 景観	道路沿いの景 観	歴史や文化を 感じる 景観
椎木	<ul style="list-style-type: none"> ・田圃のある所 ・石井記念友愛社 ・陣の内からの展望 ・比木神社 	<ul style="list-style-type: none"> ・高城橋より上下流の堤防 ・川沿いの景観全域 ・比木神社 ・岩淵大池(オハス自生地)周辺 ・堤防 	<ul style="list-style-type: none"> ・尾鈴山系の夕日 ・朝露 ・朝もやの風景 ・高城 ・赤城山 	<ul style="list-style-type: none"> ・比木 ・椎木 ・一向瀬の田圃 ・出店から比木間の田圃風景 ・田圃のある所 ・岩淵大池(オハス自生地) ・比木坂 ・桜並木 	<ul style="list-style-type: none"> ・比木神社 ・石井記念友愛社
高城	<ul style="list-style-type: none"> ・城山公園(高城城址)下から木城町出店までのメインストリート ・下鶴地区全体 ・高台から市街地を見下ろす景観のよさ ・公民館の敷地にある一本桜 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防からみる小丸川 ・小丸川沿いの堤防 ・切原川 ・小丸川 ・高城橋から朝日を見る景観のよさ ・比木橋周辺 ・木寺 	<ul style="list-style-type: none"> ・切原川に沿った山々 ・山塚原の春の桜、秋にはもみじの紅葉 	<ul style="list-style-type: none"> ・下鶴地区の道路沿いすべて ・高城から川原にかけての沿道 	<ul style="list-style-type: none"> ・城山公園(高城城址) ・宗麟原 ・北郷蔵人の墓地および楠木 ・御日子神社
川原	<ul style="list-style-type: none"> ・川原自然公園 ・川原盆地を取りまく小丸川と山々 ・川中権現 	<ul style="list-style-type: none"> ・川原盆地を取りまく小丸川と山々 ・川中権現 	<ul style="list-style-type: none"> ・白木八重からの眺望 ・白木八重牧場 ・川原盆地を取りまく小丸川と山々 ・川中権現 	<ul style="list-style-type: none"> ・百合野の彼岸花 ・発電所から見る自然公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・川原神社
石河内		<ul style="list-style-type: none"> ・川原から石河内にかけての川沿い 			
中之又		<ul style="list-style-type: none"> ・祇園滝^(※) 			<ul style="list-style-type: none"> ・中之又神社^(※)

(※) 策定委員会での委員からの意見

<参考：木城町全域の景観に関して（好きな景観・大事にしたい景観）>

アンケートでは、お住まいの地域だけでなく、木城町全体の景観を対象に、好きな景観・大事にしたい景観についても質問しました。以下の回答が得られました。

地区	具体的な場所、施設
椎木	<ul style="list-style-type: none"> ・比木神社 ・一向瀬方面の田園 ・比木坂入口桜並木 ・石井記念友愛社 ・岩瀬大池（オハス自生地）
高城	<ul style="list-style-type: none"> ・城山公園（高城城址） ・北山 ・山塚原の桜 ・山塚 ・北郷蔵人の墓地
川原	<ul style="list-style-type: none"> ・川原自然公園 ・川中権現 ・小丸川溪谷 ・白木八重牧場 ・百合野の彼岸花
石河内	<ul style="list-style-type: none"> ・木城えほんの郷 ・日向新しき村 ・石河内展望台 ・ピノックパーク ・尾鈴山系の夕日 朝露、朝もやの風景
中之又	<ul style="list-style-type: none"> ・中之又の滝（祇園と違う手前の2本）
広域	<ul style="list-style-type: none"> ・小丸川（堤防含） ・川原～石河内～中之又の自然林



1	祇園滝	2	ピノックQパーク	3	中八重緑地公園
4	いしかわうち	5	木城えほんの郷	6	郷の駅 石河内
7	石河内展望台	8	日向新しき村	9	白木八重牧場
10	川原自然公園・川中権現	11	比木神社	12	岩淵大池 (オオバス自生地)
13	石井記念友愛社	14	根白坂古戦場跡	15	城山公園 (高城城址)
16	木城温泉館湯らら	17	高城川合戦場跡	18	北郷蔵人の墓地 (八幡神社内)

図 主な観光スポットおよび「好きな景観・大事にしたい景観」で出された主な箇所

②居住地区内において景観を阻害している要素があるか？

・道路沿い、山沿い、川沿い、市街地・集落において、景観を阻害する要因があると感じられています。

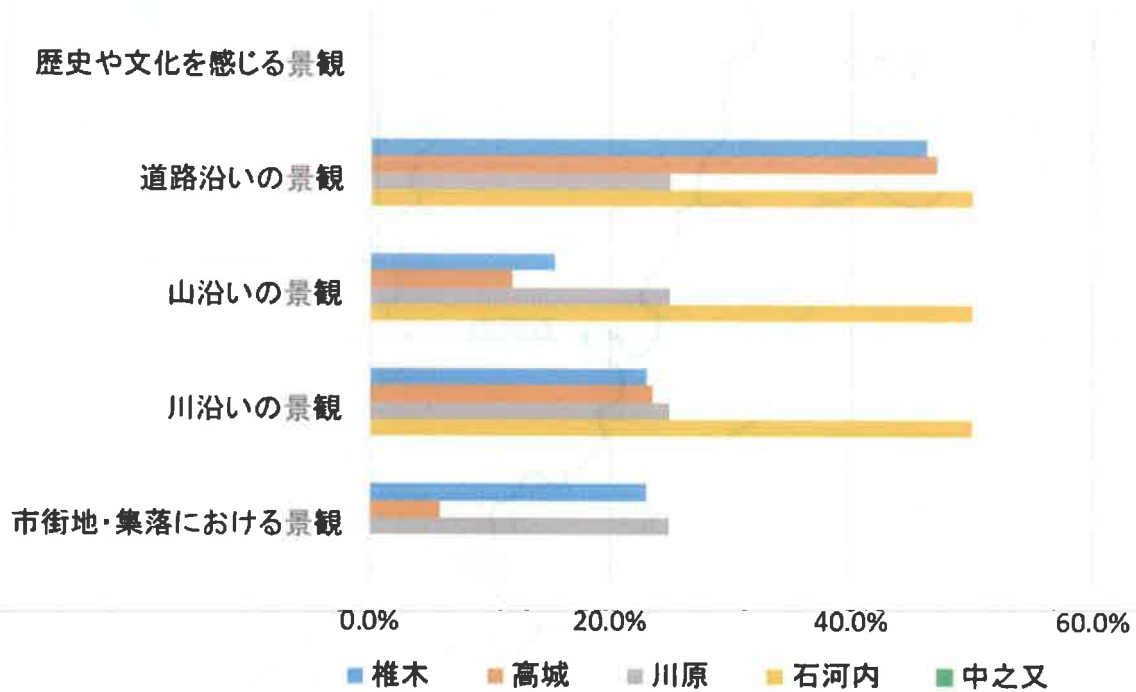


図 居住地区内において景観を阻害する要素があるとの回答割合

なお、各景観における阻害要素として具体的に次頁表に示すものが挙げられました。雑草や倒木、空き家、耕作放棄地、看板等が挙げられています。

表 居住地区内における景観阻害要素

	市街地・集落 における景観	川沿いの 景観	山沿いの 景観	道路沿いの 景観	歴史や文化 を感じる 景観
椎木	<ul style="list-style-type: none"> 看板や建物のデザイン ガードレール沿いに（又は歩道の端）高く伸びた雑草 人の住んでない家（立入禁止）の看板、空き家 	<ul style="list-style-type: none"> 草や木 堤防の雑草 放流警報器 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩れ 赤城山中腹の道路 	<ul style="list-style-type: none"> 放置された花壇 道路のガードレール下に高く伸びた雑草 中原交差点の木 岩淵坂・椎木坂は今年の台風被害からの復旧が手付かずの状態 ペットボトル、空き缶 空き家 	
高城	<ul style="list-style-type: none"> 管理されていない廃屋 	<ul style="list-style-type: none"> 雑草、よし 川へ行く道（荒れている） ゴミ 	<ul style="list-style-type: none"> 山地における風倒木 	<ul style="list-style-type: none"> 雑草 岸立団地前のブルーシート（土砂災害跡） 道路が損傷している 風倒木 山塚原に上る入口の花壇の草 白木八重の登る三又路の雑草 	
川原		<ul style="list-style-type: none"> 堤防下の大量の流木 	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地 獣害防止の柵 	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地 獣害防止の柵、 県道町道を覆う樹木 太陽光発電施設 	
石河内		<ul style="list-style-type: none"> 台風による倒木 	<ul style="list-style-type: none"> 台風による倒木 	<ul style="list-style-type: none"> 台風による倒木 	
中之又					

＜参考：木城町全域の景観に関して（景観を阻害する要素）＞

アンケートでは、お住まいの地域だけでなく、木城町全体の景観を対象に、景観を阻害している要素についても質問しました。以下の回答が得られました。

景観構造	具体的な場所、施設
市街地・集落における景観	<ul style="list-style-type: none"> ・看板や建物のデザイン ・歩道やガードレール下の雑草 ・城山公園（高城城址）における枯れた桜の木 ・歩道の雑草 ・廃屋 ・役場の建物の色（もう少し明るくしてはどうか）
川沿いの景観	<ul style="list-style-type: none"> ・廃品、ごみ ・河川水の濁り（泥流） ・放流の警報器 ・雑草 ・台風での災害跡 ・流木、倒木
山沿いの景観	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木 ・ガードレールの破損 ・山中腹の道路 ・木を伐採してそのままになっている箇所 ・太陽光発電施設 ・台風での災害跡 ・不法投棄ごみ
道路沿いの景観	<ul style="list-style-type: none"> ・看板や建物のデザイン ・雑草 ・鉄くず等廃品 ・ゴミ屋敷 ・道路沿道に捨てられたごみ（ペットボトル、空缶） ・杉の木立（多すぎて見晴らしが悪い） ・並木の手入れが十分でないところがある ・倒木
歴史や文化を感じる景観	<ul style="list-style-type: none"> ・雑草 ・手入れが十分ではないところがある

③居住地区内において景観上重要な建造物・樹木があるか？

・椎木、高城、川原において、景観上重要な建造物、樹木があるとの回答が得られました。

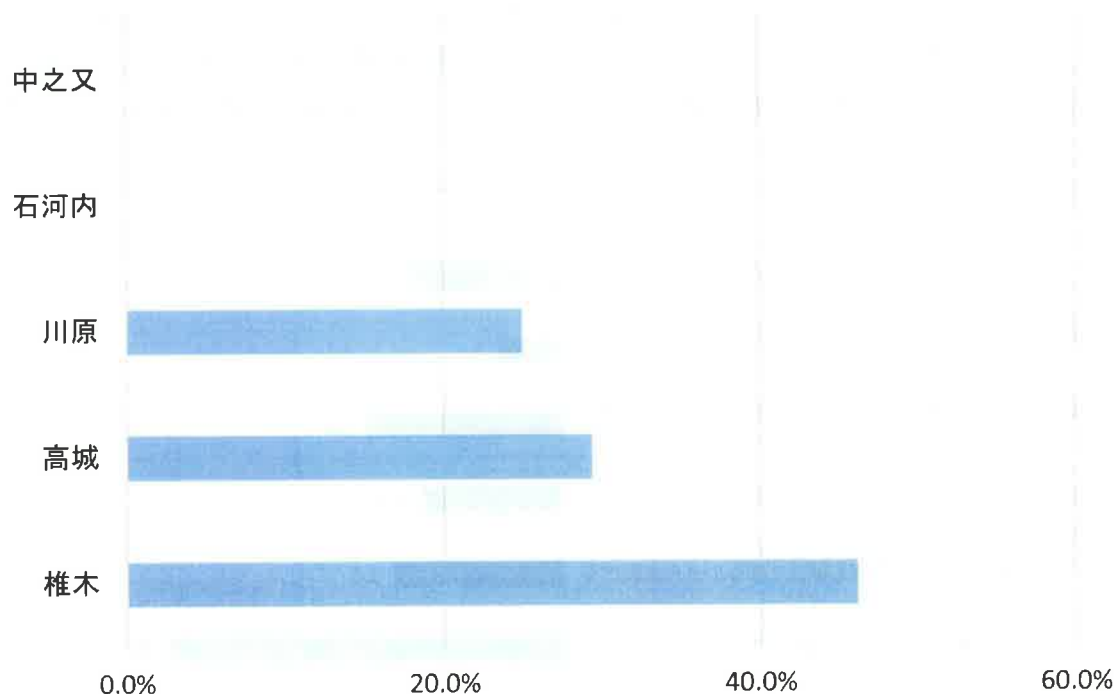


図 居住地区内において景観上重要な建造物・樹木があるとの回答割合

なお、景観上重要な建造物・樹木として具体的に下表に示すものが挙げられました。

表 居住地区内における景観上重要な建造物・樹木

	景観上、重要な建造物・樹木
椎木	比木神社および大楠の木、池田住宅公園内の木、石井記念友愛社の建物・全体、リバーサイドコスモスと中島住宅の間にある個人宅
高城	木城温泉館湯らら、城山公園（高城城址）の天守閣、本郷蔵人の墓地および楠木
川原	砂防ダム

④居住地区内における景観を今後も保全していく上で必要なことはあるか？
 (特に必要と思う項目3つを選択)

・「川沿いや道路沿いの草刈り・清掃・植栽を定期的に行う」が最も多く(30人)、次いで「山林において大規模な伐採を行う場合に景観上問題がないか行政と協議するルールを設ける」(15人)、「老朽化した空き家を撤去できるルールを設ける」(13人)、「景観保全に対し行政と住民の役割分担を明確にする」(12人)、「太陽光発電パネルの設置に対し景観上のルールを設ける」(11人)との結果になりました。

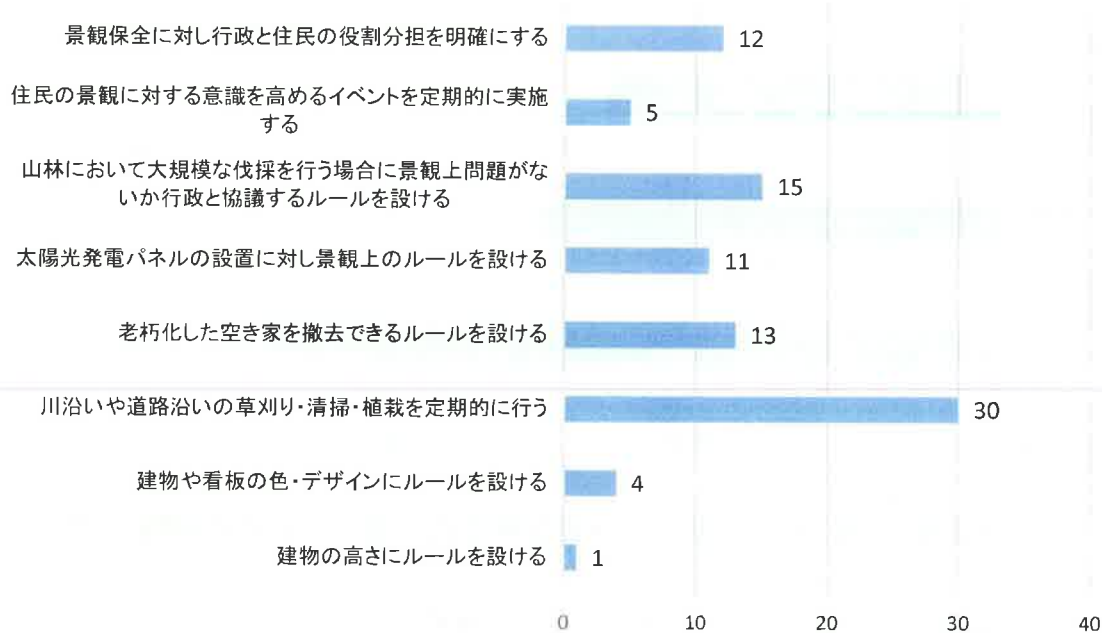


図 居住地域内の景観を保全する上で必要なことに関する回答数

なお、その他の意見として、以下の回答がありました。

表 その他の意見

その他の意見
・尾鈴山登山ルート of 整備
・崩壊している法面の修復
・景観に関するイベントは、地区ごとにモデルとなるところを作るとよいのではないか。

第2章 景観計画区域の設定

(景観法第8条第2項第1号に基づく)

住民アンケートからも明らかなように、木城町の各地区には住民の方々が大切にしたいと考える景観が存在します。これらの景観を後世に引き継いでいくためにも、町全体での景観施策が必要と考えられます。そのため、景観計画区域を木城町全域とします。

なお、町の中心（市街地）であり、多くの歴史文化的施設・場所が存在する椎木・高城については、観光施策の観点からも特に景観への配慮が重要な地域と考えられることから、景観形成重点地区と位置づけます（自然公園区域内は除く）。



図 木城町の景観計画区域



図 景観形成重点地区 (上段：高城、下段：椎木)

第3章 良好な景観形成に関する方針

(景観法第8条第3項に基づく)

3. 1 木城町が目指す景観づくりの将来像

木城町の景観特性及び総合計画における将来像（『みんなで創る 明日に向けて翔くまち 木城』^{はばた}）を踏まえ、木城町が目指す景観づくりの将来像を以下のよう
に定めます。

先人たちから引き継いだ豊かな自然・歴史・文化を、
みんなで守り・育み・活かした景観づくり

3. 2 景観構造別の基本方針

以下に景観構造別に、景観を保全していくための基本的な方針を示します。これらの方針については、時代や周辺環境の変化より見直しが必要になるものと思われることから、総合計画の策定にあわせ見直しを行っていきます（現総合計画：第5次木城町総合計画 後期基本計画（2019年度～2023年度））。

(1) 市街地景観

【椎木・高城における県道沿いの景観（景観形成重点地区）】

■ 歴史文化的景観と調和したまちなみの形成

椎木・高城の県道40号、304号、312号沿いにおいて市街地が形成されています。また、これらの県道に接続する町道、農道沿いに、比木神社、石井記念友愛社、根白坂古戦場跡、城山公園（高城城址）、高城川合戦場跡等の歴史・文化的資産が点在しています。

一方、城山公園からは木城町の市街地全体及び小丸川を見下ろせるとともに、遠景として周辺の山並みや椎木・高城における田畑、集落を眺望することができます。さらに、高城橋からは小丸川を左右に一望することができます。このように市街地内には重要な視点場が複数存在しています。

これらの特長を踏まえ、椎木・高城の県道沿いにおいては、市街地と歴史文化的景観との調和および視点場からの景観保全を図るため、建築行為や開発行為に当たって特に配慮を求めることとします。なお、住民アンケートにお

いて、市街地・集落における景観を阻害する要因として空き家・廃屋が挙げられており、また、景観を今後も保全していく上で必要なこととして、「老朽化した空き家を撤去できるルールを設ける」に多くの回答が得られていることを踏まえ、空き家や廃屋の管理・撤去に関する施策についても検討を進めます。

■ 県道・町道沿いにおける景観の保全

椎木・高城内を通過する県道 19 号、40 号、304 号、312 号沿いは、多くの人々の目に触れる主要動線です。また、住民アンケートにおいて、景観を今後も保全していく上で必要なこととして、「川沿いや道路沿いの草刈り・清掃・植栽を定期的に行う」、「景観保全に対し行政と住民の役割分担を明確にする」に対し多くの回答が得られています。

これらを踏まえ、町内外の多くの人に良好な景観を体感してもらえるよう、道路沿道の樹木や雑草、ごみ、屋外広告、空き家、農業資材等の適切な管理について、道路管理者への協力要請を行うとともに、住民自らの身近な地域における清掃活動や生活環境の保全・環境美化の促進に関する実践的活動を通して、改善を図っていきます。また、町内の事業者に対してもこれらの取組への協力を求めています。

(2) 集落景観

【椎木・高城における県道から離れた地域における景観（景観形成重点地区）】

【川原・石河内・中之又における住居集積地域における景観】

■ 田園景観の保全

各集落の県道沿いには、水田や畑が広がり、それに隣接する形で家屋が点在しています。このような田園景観は、住民の方々からも大切にしたい景観と認識されており、後世に残すべき景観であると言えます。

椎木・高城における集落景観は、市街地内の重要な視点場である城山公園（高城城址）から眺望できることから、市街地と同様、建築行為や開発行為に当たって特に配慮を求めることとします。

川原・石河内・中之又における集落では、田畑において獣害対策用柵の設置が見られます。これまで一定の被害軽減に効果を発揮していますが、アンケートでも指摘されているように、これらの柵が景観を阻害する要素として挙げられています。そのため、行政としては、景観に配慮した柵について専門機関等の協力もいただきながら検討を進めていきます。また、少しでも阻害要素を減らせるよう、柵の適切な管理（柵の修繕、柵周辺の雑草の手入れ等）

について、住民自らの清掃活動等を通して改善を図っていきます。なお、動物の生息域の保全についても対策を講じることにより、獣害の根本的な原因の解消に向けた取組も進めていきます。

また、市街地景観と同様に、住民アンケートにおいて、市街地・集落における景観を阻害する要因として空き家・廃屋が挙げられており、また、景観を今後も保全していく上で必要なこととして、「老朽化した空き家を撤去できるルールを設ける」に多くの回答が得られています。これらを踏まえ、空き家や廃屋の管理・撤去に関する施策についても検討を進めます。

■集落や周辺の山並みを眺望できる視点場からの景観確保

石河内展望台からは集落全体と周辺の山並みを眺望することができます。また、川原自然公園や中八重緑地公園等からも周辺の山並みを眺望することができます。

このような集落内の視点場から山並みの稜線が確保できるよう、県の自然公園条例における規定等を参考に、尾鈴県立自然公園に含まれない箇所においても建築行為や開発行為に当たって配慮を求めます。

■住民の主体的な景観づくり

木城町においては、3つの集落（中之又地区、駄留地区、石河内地区）が県の「いきいき集落（※）」に認定されています。そのため、木城町内の集落は住民の方々が主体となって地域のことを考え、自ら取組を進めていく素地がある地域であると言えます。なお、町はこれらの集落における取組に対し独自の支援を行っています。

住民アンケートにおいて、景観を今後も保全していく上で必要なこととして、「景観保全に対し行政と住民の役割分担を明確にする」に対し多くの回答が得られていることも踏まえ、行政としては、住民の方々の主体的な景観づくり（樹木・雑草の手入れ、清掃活動、植栽等）を今後も支援していく取組を進めていきます。

※いきいき集落：集落の活性化について住民自らが考え、住民主体での取組を行っている集落について、県（中山間・地域政策課）が募集し、認定する制度

（3）川沿い、山沿い、道路沿いの景観

■車窓から川の流れ・山並みを眺望できる見通しの確保

小丸川と併走する県道22号は、車窓から小丸川の美しい流れと周辺の山林（春には山桜、春から夏にかけて照葉樹林が彩る）を眺望できます。住民の

方々は、車窓から季節の変化を感じ、また来訪者は木城町の雄大な自然を体感できることから、魅力的な視点場であると言えます。

車窓からの良好な景観が確保できるよう、沿道や川沿いの樹木・雑草・ごみの管理、台風等での土砂災害箇所への補修、倒木の撤去、景観に配慮した太陽光パネルの設置等について、道路管理者への協力要請を行うとともに、住民自らの清掃活動や生活環境の保全・環境美化の促進に関する実践的活動を通して、改善を図っていきます。なお、樹木の伐採に当たっては、山桜や照葉樹林等、季節により町の景色を彩る樹木がむやみに伐採されないよう、伐採する樹木の種類に対し配慮を求めます。

また、既設の太陽光パネルについては、設置事業者に対し、適切かつ継続的な維持・管理を求めていくとともに、住民アンケートにおいて「太陽光発電パネルの設置に対し景観上のルールを設ける」に対し多くの回答が得られていることも踏まえ、今後新設が予定されるものについては景観保全の観点からの配慮も求めていきます。

さらに、町内の隠れた眺望スポットを調査し、それらをPRしていくことにも取り組めます。

■山林等における木竹伐採時の配慮

住民アンケートにおいて、景観を今後も保全していく上で、「山林において大規模な伐採を行う場合に景観上問題がないか行政と協議するルールを設ける」に対し、必要との回答が多く得られました。

そのため、木城町林道維持管理条例や周辺自治体での取組状況等を踏まえながら、町内の山林において伐採を行う際の配慮事項を定めます。

(4) 歴史文化的景観

■市街地景観との調和

市街地景観において述べたように、椎木、高城において点在する歴史文化的資産周辺においては、市街地と歴史文化的景観との調和を図るため、建築行為や開発行為に当たって特に配慮を求めます。

■集落景観との調和

集落内の歴史文化的資産（日向新しき村、木城えほんの郷等）周辺においては、周辺の自然環境との調和にも配慮することを求めます。

なお、以上の景観構造別の基本方針については、周辺自治体における景観形成との連携を図りつつ、総合計画策定にあわせて見直すこととします。

第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号に基づく)

4. 1 届出対象行為

(1) 建築物・工作物・開発行為

良好な景観形成のため、景観法では、景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼす行為として、「建築物」「工作物」「開発行為」を届出対象行為として定めています。町ではこれらの行為に対し、届出が必要な規模(要件)を以下のように定めます。届出対象行為を行う町民や事業者は、その行為の前に町に届出を行う必要があります。

	届出対象行為	対象地域	届出の規模(要件)	
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	景観形成重点地区	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ床面積 10 m²以上の新築、増築、改築若しくは移転。 ・さらに前記の規模で外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更部分が見付面積(※1)の半分以上となるもの。 	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・最高部の高さ(建物の敷地からの高さ)が 13m以上又は延べ床面積 500 m²以上の新築、増築、改築若しくは移転。 ・さらに前記の規模で外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更部分が見付面積の半分以上となるもの。 	
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全域共通	煙突・排気塔	高さ 6m を超えるもの
			送電用鉄塔、電波塔、その他これらに類するもの	高さ 15m を超えるもの
			鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの	

	届出対象行為	対象地域	届出の規模(要件)	
		全域共通	装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの	高さ 4m を超えるもの
			高架水槽、冷却塔、物見塔、サイロ、その他これらに類するもの	高さ 8m を超えるもの
			石油・ガスタンク	
			擁壁	高さ 5m を超えるもの
			太陽光発電設備	土地に自立して設置する場合で、モジュールの設置面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの
開発行為 (※2)	建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	景観形成重点地区	開発面積が 1,000 m ² 以上の全ての開発行為。	
		その他	開発面積が 3,000 m ² 以上の全ての開発行為。	

■ただし、以下に該当するものは届出対象外となります。(景観法第 16 条第 7 項及び景観法施行令第 8 条)

《届出対象行為から除外される行為》

- ・ 仮設の工作物の建設等
- ・ 非常災害のための必要な応急措置として行う行為
- ・ 農林業を営むための土地の区画形質の変更
- ・ 良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがない行為として、町長が認める行為

※1：見付面積とは、建築物の各面を正面から見た時に見える面積（水平・鉛直投影面積）のこと。

※2：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為とする。

■区画の変更

道路の新設又は廃止、排水路の新設又は廃止すること。

■形の変更

切土、盛土等により形状を変更すること。

(2) その他の届出対象行為

景観法で定めている3つの行為に加え、町内の景観を保全していくため、以下の行為についても届出対象とします。

■屋外における土石・再生資源等の物件の集積又は貯蔵

<景観形成重点地区>

- ・面積が100㎡以上

<その他>

- ・集積等の期間が6カ月を超え、面積が1,000㎡以上で、かつ道路から見通すことのできる場所のもの

■木竹の伐採

<全域>

- ・伐採面積が300㎡を超える伐採
(ただし、通常の維持管理や美化活動によるものは除く)

※ただし、以下に該当するものは届出対象外となります。

《届出対象行為から除外される行為》

- ・良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがない行為として、町長が認める行為

4. 2 届出対象行為に対する景観形成基準

4. 1で定めた届出対象行為については、以下に示す景観形成基準を満たす必要があります。

(1) 建築物・工作物

項目	景観形成基準の内容	
	景観形成重点地区 (椎木、高城)	その他 (川原、石河内、中之又)
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 市街地や集落から眺望できる山の稜線を阻害しないよう配慮する。 周辺の建築物等に対して突出せず違和感のない高さとなるよう努める。 	
配置	<ul style="list-style-type: none"> 山の稜線や小丸川への眺望を阻害しない配置となるよう配慮する。 歴史的文化的施設に対する視認性を阻害しない配置となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 山の稜線や河川、ダムへの眺望を阻害しない配置となるよう配慮する。 送電線、電波塔等これらに類するものは、極力周囲から見えにくく、かつ遠景からの山の稜線等に対する眺望を阻害しない配置となるよう配慮する。 周辺の建築物や自然景観との調和に配慮する。
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建築物や自然景観(山、川、空)との調和に配慮した落ち着いたものがある形態・意匠となるよう努める。 大規模な建築物・工作物の外壁は、圧迫感を与えない形態・意匠となるよう努める。 歴史的文化的施設周辺については、それらの施設と調和する形態・意匠となるよう努める。 	
材質	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観や周辺の建築物等との調和に配慮し、できる限り環境に配慮した材料を使用するよう努める。 経年劣化等による退色、汚れ、損傷に強い材料を選択するよう努める。 	
色彩	自然景観や周辺の建築物の色彩と調和するよう配慮する。	
照明	周辺の生活環境や自然景観との調和に配慮した照明とするよう努める。	
植栽	敷地内での植栽や緑化に努める。	
屋外 設置物	屋外に設置する設備(室外機等)は、外部から目立たないように落ち着いた色にしたり目隠しをしたりすることに努める。	

項目	景観形成基準の内容	
	景観形成重点地区 (椎木、高城)	その他 (川原、石河内、中之又)
駐車場	駐車場や駐輪場の設置に当たっては、美化・緑化に努める。	
塀	沿道部では、できる限り植栽や環境に配慮した素材のものとするよう努める。	
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 沿道や町内の眺望ポイントから直接見ることがないように、斜面地や高台、道路沿いへの設置はできる限り避けるよう努める。 周辺景観を阻害しないよう、太陽光発電設備の周辺に植栽を行い目隠しする等の工夫に努める。 	

(2) 開発行為

項目	景観形成基準の内容 (全域共通)
造成	<ul style="list-style-type: none"> ○造成は必要最小限となるよう努める。 ○自然景観や周辺の地形と著しく不調和とならないよう配慮する。
法面	○法面が生じる場合は、環境に配慮した素材の活用や緑化等により、自然景観と調和するよう努める。
擁壁	○自然石及び自然石を模したブロック等を用いる等、周辺の自然景観等に調和するよう努める。

(3) 屋外における土石・再生資源等の物件の集積又は貯蔵

景観形成基準の内容 (全域共通)
<ul style="list-style-type: none"> ○集積・貯蔵の規模は必要最小限となるよう努める。 ○道路側から集積物・貯蔵物が見えないよう植栽や塀を設けるなどの工夫をする。

(4) 木竹の伐採

景観形成基準の内容 (全域共通)
<ul style="list-style-type: none"> ○伐採の範囲は必要最小限となるよう努める。 ○伐採後に市街地や集落、道路沿いから山肌の露出が見えないよう配慮する。 ○伐採後の残物(枝、根、木皮、資材ごみ等)がないよう努める。 ○なお、山桜や照葉樹林等、季節により町の景色を彩る樹木等をむやみに伐採することがないように、樹木の種類に配慮する。

4. 3 届出の必要はないが景観形成基準に配慮すべき行為

「届出対象行為」に含まれない行為については、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は出来る限り「景観形成基準」に適合するよう配慮するものとしします。

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

(景観法第8条第2項第3号に基づく)

町内の景観づくりを進めていく上で、重要な建造物や樹木を保全するとともに、地域づくりに活かしていくため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針を以下のように定めます。

景観重要建造物・景観重要樹木に指定された建造物・樹木については、町長の許可なく現状変更ができなくなりますが、例えば景観重要建造物については、建造物に対し使用制限される分だけ評価額が低くなり、相続税が適正な水準で評価される等のメリットがあります。

なお、すでに文化財保護法に基づき、より厳しい現状変更の規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され又は仮指定されたものについては、指定できません。

(1) 景観重要建造物の指定方針

町民に親しまれている建造物で、町の歴史文化や景観形成上重要であると認められたものについて、所有者の合意を得た上で景観重要建造物に指定します。

(2) 景観重要樹木の指定方針

町民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、町の歴史文化や景観形成上重要であると認められたものについて、所有者の合意を得た上で景観重要樹木に指定します。

第6章 屋外広告物の表示等に関する基本方針

(景観法第8条第2項第4号イに基づく)

屋外にある広告物は、町民や観光客等に多くの情報を提供する一方で、広告物の氾濫や地域特性を無視した掲出により、周辺の景観を阻害し不快感を与えることにつながる可能性もあります。

本町では、「宮崎県屋外広告物条例」に沿って屋外広告物の規制等を行っています。

屋外広告物の表示等に関する基本方針

- 宮崎県屋外広告物条例の禁止地域や規制地域に指定されている地域においては、広告物等の基準を遵守し、良好な景観の形成に努める。
- 景観形成上重要な施設や場所等の周辺に当たっては、当該施設・場所のイメージを損ねないように、広告の表現・形状・色彩・サイズ・掲出位置等において周辺景観との調和に配慮する。
- 建築物・工作物に付属する場合は、当該建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。
- 安全上の理由を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。また、広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避ける。
- 耐久性に優れた素材を用い、安全性を確保するため、定期的な維持管理に努める。

【参考】宮崎県屋外広告物条例について

(出典：宮崎県屋外広告物の手引き)

■屋外広告物の定義

以下の4つの要件を満たすものを屋外広告物と定義しています。

- ・ 常時又は一定の期間継続して
- ・ 屋外で
- ・ 公衆に表示されるものであって
- ・ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの。

■禁止広告物

以下の屋外広告物は、何人も、どんな場所でも表示し、設置することはできません。

- ・ 著しく汚染し、退色し、または塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく汚損し、または老朽したもの
- ・ 倒壊または落下の恐れがあるもの
- ・ 信号機もしくは道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を妨げるおそれがあるもの

■禁止物件

以下の物件には、広告物を出すことができません。

- ・ 橋、トンネル、高架構造物、分離帯、交通島、植樹帯
- ・ 石垣、塀、擁壁の類
- ・ 街路樹、路傍樹およびこれらの支柱
- ・ 信号機、道路標識、ガードレール、カーブミラー、パーキングメーター等
- ・ 街路樹等の植栽を行っている道路に設置された電柱等
- ・ 国道や県道に道路管理者が設置した街灯柱
- ・ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器、送電塔、送受信塔、照明塔
- ・ 煙突、ガスタンク、水道タンク等
- ・ 銅像、神仏像、記念碑等
- ・ 景観法により指定された景観重要建造物、景観重要樹木
※一部の禁止物件には一定基準の屋外広告物の表示ができます。
- ・ 道路の路面には広告物を表示できません。
- ・ 電柱、街灯柱、アーケード・アーチの支柱には、はり紙、はり札、広告旗、立看板は表示できません。

■禁止地域等

自然景観や快適な生活環境を保持するため、原則として広告物の表示を禁止し、良好な景観を守っていく地域です。

一定基準内の自家用広告物や道標・案内図板については、許可を得て表示することができます。また、一定基準の屋外広告物については、禁止地域等内であっても表示することができます。

区分	地域または場所
第1種禁止地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡名勝天然記念物のある区域 ・自然公園の特別地域 など
第2種禁止地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区および伝統的建造物群保存地区 ・第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の一部 ・自然公園の普通地域（用途地域除く）、都市公園 ・宮崎県沿道修景美化条例により指定された沿道自然景観地区等 ・別に定める高速道路、一般国道等及びこれらの周囲（用途地域除く） ・信号機の周囲20m以内、横断歩道・踏切の周囲10m以内（地上10mを超える部分を除く） ・主要駅の駅前広場 など
第3種禁止地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種中高層住居専用地域および第2種中高層住居専用地域のほぼ全域 ・別に定める高速道路の周囲200m以内の用途地域 ・別に定める一般国道等及びこれらの周囲（用途地域除く） ・カーフェリーターミナルの周辺、主要駅の駅舎 など

■規制地域等

経済活動等を考慮して、許可により健全な景観を誘導していく地域であり、原則として、屋外広告物を表示するには許可が必要です。

ただし、一定基準の屋外広告物については許可を受けずに表示ができます。

区分	地域または場所
第1種規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び都市計画区域を有する町の区域のうち用途地域を除く区域 など
第2種規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域および工業専用地域 ・農村地域工業等導入促進法において定められた工業等導入地区の区域 ・一般国道（小林市および高鍋町の一部）及びこれらの周囲 など
第3種規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域および商業地域 ・都城市および延岡市の準工業地域、工業地域および工業専用地域の一部 ・延岡市の再開発地区計画区域の一部

■本町の規制状況

本町は、平成30年11月から、全域が第1種規制地域（尾鈴県立自然公園区域は、以前より第2種禁止地域）となりました。（木城町の他、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町、西米良村、諸塚村、椎葉村のうち禁止地域・規制地域にいずれにも該当しない区域に「第1種規制地域」が設定されました）。

○第1種規制域に表示できる広告物

■許可不要で表示できる広告物

- ・法令の規定により表示する広告物（道路標識、建設工場の現場等の標識等）
- ・国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物
- ・選挙運動・選挙期間中の政治活動に使用するポスター、立看板等
- ・公益上必要な施設等に寄贈者名等を表示するための広告物（表示面積等の基準有り）
- ・自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示する広告物（表示面積等の基準有り）
- ・冠婚葬祭、祭礼等のための一時的な広告物（表示期間等の基準有り）
- ・自家用広告物等で1住所につき表示面積が10㎡以内である広告物（表示面積以外に適合すべき基準有り）
- ・工事現場の仮囲いに表示される広告物（表示期間等の基準有り）
- ・講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物（表示期間等の基準有り）

■許可により表示できる広告物

表示面積の合計	野立（建植）広告（道標その他公共的目的をもった広告物を除く。）、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、塀広告又は懸垂幕を表示し、または設置する場所によっては、1住所等につき50㎡以内であること。	
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特に景観への配慮が必要な場所の場合によっては、その周囲の景観と調和したものであること。 2. 電飾設備を有するものにあたっては、屋間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 3. 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 4. 蛍光、発光又は反射を伴う塗装又は材料を使用していないこと。 5. 中間色を中心に色調を整えたものであること。 6. 回転灯を使用していないこと。 	
	<ol style="list-style-type: none"> 7. ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。 8. 電光掲示板を使用していないこと。 	/

※表示面積の他に広告物の種類別に基準有り（宮崎県屋外広告物の手引参照のこと）

○経過措置

木城町内は、新たに第1種規制地域になったことから、基準に適合しないものについては、変更又は改善する必要があります。

ただし、一定期間は従来どおり表示できるよう、広告物の区分ごとに猶予期間が下表のとおり設けられていますが、その他の広告物については既に猶予期間は終了しています。

区分	猶予期間
堅固な広告物（※）	7年以内は、従来どおり表示できる。
その他の広告物	1年以内は、従来どおり表示できる。

※鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告物で、建築確認を受けたもの又はこれに準ずるもの。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ハ)

(1) 景観重要公共施設の指定方針

木城町の骨格を形成する道路、河川および多くの町民から親しまれている公園や公共施設などは、町の景観を形成する主要な要素の一つです。以下に示す方針に基づき景観重要公共施設を指定します。

【指定方針】

- 町の骨格をなしている道路、河川。
- 町内の主要な眺望スポットになっている施設。
- 町民や事業者にとって景観形成上、重要と考えられている施設。
- 地域の景観の核として親しまれている、若しくは親しまれることが十分に予想される施設。

(2) 景観重要公共施設の指定

上記の方針に基づき、以下の公共施設を景観重要公共施設として定めます。

【河川】

- 一級河川（小丸川水系（小丸川、切原川））

【道路・橋梁】

- 県道19号、22号、40号、304号、312号
- 町道
- 高城橋

【公園等】

- 城山公園
- 川原自然公園
- 中八重緑地公園
- 石河内展望台

(3) 整備に関する事項

景観重要公共施設については、周辺の景観に十分に配慮し、以下のとおり整備を行ないます。

■河川

項目	基準
基本方針	小丸川、切原川は、木城町の景観を構成する重要な要素であることから、災害等への安全対策を図りつつ、周辺景観との調和を図った整備を行う。
緑化	河岸等における雑草、樹木の適切な管理を行う。
護岸	護岸を設置する場合は、防災上やむを得ない場合を除き、環境に配慮した素材等を活用するなど、周辺景観と調和したものとなるよう努める。また、住民等が水辺に対する親しみを深められるよう配慮する。

■道路・橋梁

項目	基準
基本方針	○町内における県道、町道、高城橋は、河川や山林を眺望する際の重要な視点場である。 ○沿道景観の保全に配慮し、適切な維持管理に努める。
緑化	○周辺景観に応じて街路樹や植樹帯の適正な維持・管理に努める。 ○山並みや水辺空間への見通しを確保するため、沿道の樹木・雑草の管理に努める。なお、その際、山桜や照葉樹林等、季節により町の景色を彩る樹木等をむやみに伐採することがないよう、樹木の種類に配慮する。
街灯	夜間における安全性の確保とともに、夜間景観を構成する一つの要素としての機能も踏まえ、デザイン等に配慮した街灯の設置に努める。
歩道	歩道沿いの雑草、樹木の適切な管理を行う。
防護柵	道路特性や周辺景観と調和したデザインや色彩となるよう努める。

■公園等

項目	基準
基本方針	町民および来訪者の憩いの場、また町内を眺望できる視点場として、緑化に努めるとともに、公園関連施設については安全性の確保を図りつつ、周辺景観との調和を図った整備を行う。
緑化	公園内における雑草、樹木の適切な管理を行い、視点場としての機能を維持するよう努める。
公園関連施設	施設の色彩やデザインは、周辺景観と調和したものになるよう努める。

第8章 良好な景観づくりの推進にむけて

(1) 推進体制

現在行われている住民主体の美化活動が今後も継続され、また本計画で定めた内容に沿って良好な景観が保全されていくために、町民、事業者、行政が互いの役割を理解しながら連携していくことが重要です。良好な景観づくりのための町民、事業者、行政における役割を以下のように位置づけます。

また、良好な景観形成を推進していくため、景観の専門家等で構成される第三者機関である景観審議会を構成し、専門的な指導・助言をいただくこととします。

町民

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・家周りや地域の清掃、美化活動(植栽や草刈り)
- ・田畑を有する町民における田畑、農機具、獣害防止柵の適切な管理
- ・住宅等を建築する場合は周辺景観との調和への配慮 など

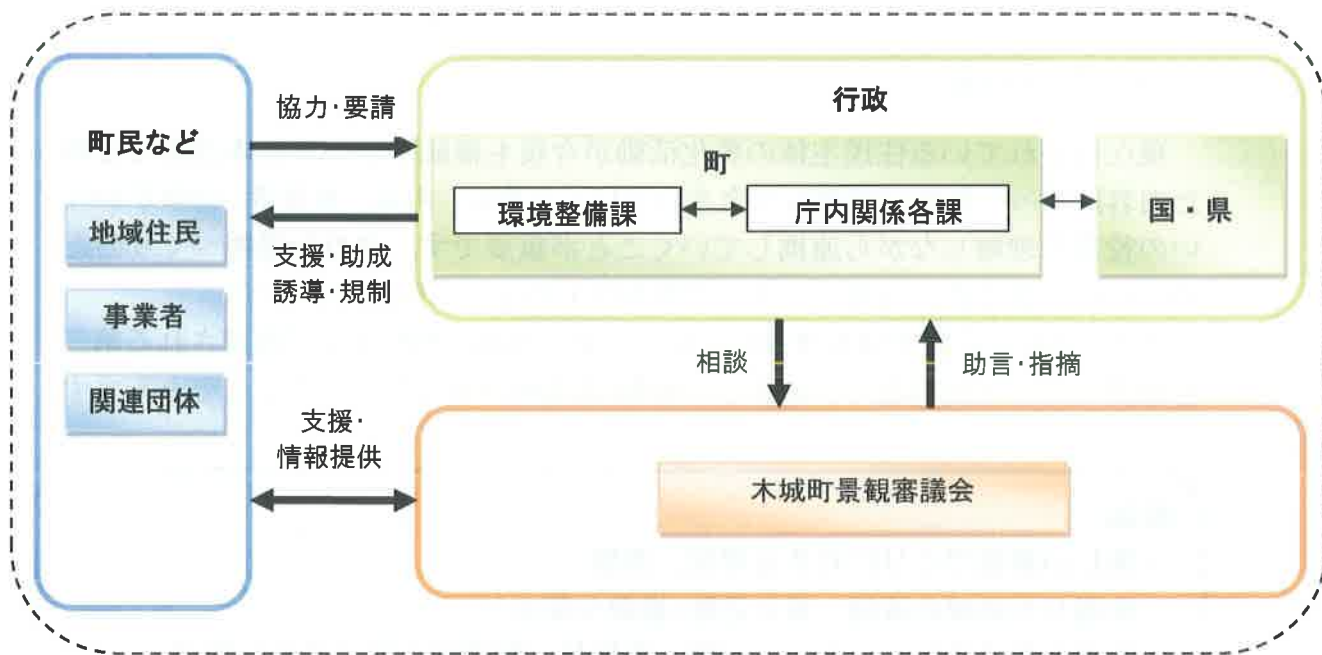
事業者

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・事業所や地域の清掃、美化活動(植栽や草刈り)
- ・田畑を有する事業者における田畑、農機具、獣害防止柵の適切な管理
- ・事業所や広告・看板等の周辺景観との調和への配慮 など

行政

- ・良好な景観づくりに対する町民への意識啓発
- ・住民や事業者等の美化活動等に対する支援
- ・景観重要公共施設管理者との連携
- ・景観に関する関係各課の連携
- ・道路、河川の清掃、美化活動(植栽や草刈り)
- ・計画作成や事業実施の際の専門家の活用
- ・町民主導の景観づくりに対する専門家の派遣
- ・景観審議会の運用 など

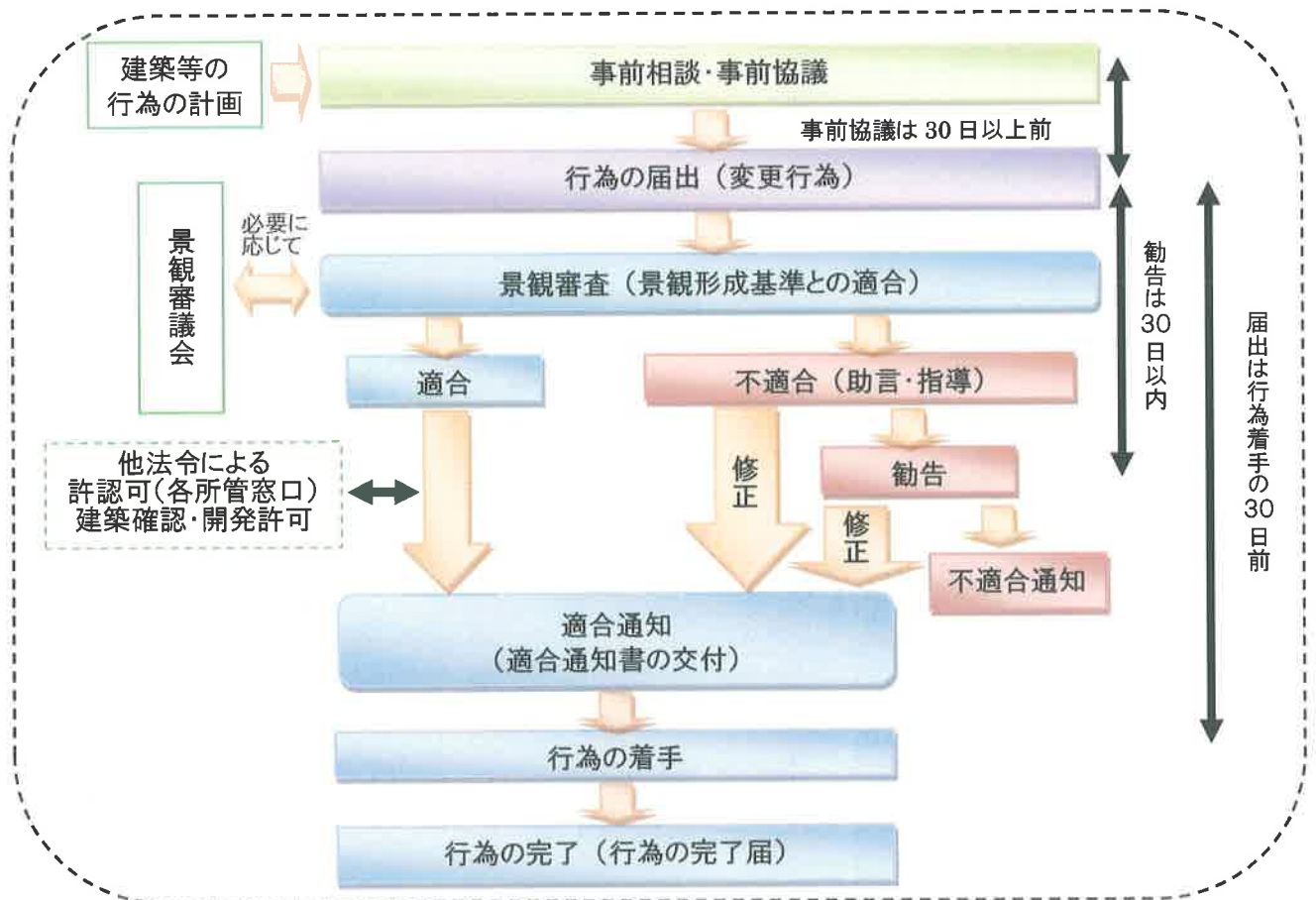
【総合的な推進体制】



(2) 審査体制

本町では、町全域を景観計画区域に指定しています。景観計画区域内において建築物の建築等の行為を行う場合は、規模等によっては届出が必要となります。環境整備課が窓口となり、届出を受理し、以下の流れに沿って審査を行います。

【審査の流れ】



(3) 次回見直しに向けて

総合計画の策定にあわせ、社会情勢や周辺環境等の変化を踏まえながら、「良好な景観形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」等について見直しを行っていきます。その際、景観まちづくりフォーラム等を開催し、景観形成に対する住民の意識の醸成を図るとともに、景観に対する住民の方々の思いを計画に反映する方法について検討します。

